

報告第 11 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 12 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成25年10月30日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び 事故発生年月日	
事故発生場所	
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	
事故の概要	